

議案第 22 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例を次のとおり制定する。

平成19年 3 月 29 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 自 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合行政手続条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 申請に対する処分（第5条－第11条）
- 第3章 不利益処分
 - 第1節 通則（第12条－第14条）
 - 第2節 聴聞（第15条－第26条）
 - 第3節 弁明の機会の付与（第27条－第29条）
- 第4章 行政指導（第30条－第36条）
- 第5章 届出（第37条）
- 第6章 補則（第38条・第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）において行う処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資するとともに公共の利益を増進することを目的とする。

2 広域連合において行う処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 法律等 法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。
- (3) 法令 法律等又は条例等をいう。
- (4) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (5) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、

- 当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (6) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分
- イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
- ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (7) 広域連合の機関 地方自治法第2編第7章の規定に基づいて設置される広域連合の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。
- (8) 行政指導 広域連合の機関がその職務権限の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
- (9) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。

- (1) 議会の議決によってされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 講習所、訓練所又は研修所において、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導
- (4) 広域連合の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は広域連合の職員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導
- (5) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (6) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）
- (7) 保安その他の公益にかかわる事象が発生し又は発生する可能性のある現場

においてこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(8) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(9) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において法令に基づいてされる処分及び行政指導

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

2 行政庁は、第10条の規定により公聴会の開催等を行う場合を除き、前項の規定により公にされた標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）内に申請に対する処分をすることができないときは、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、遅延の理由を説明するように努めなければならない。

（申請に対する審査、応答等）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を

開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、当該申請の補正が不可能である場合及び当該申請の補正を求めることが困難であると認められる特段の事情がある場合を除き、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない。

- 2 行政庁は、前項に規定する補正を求める必要がない場合又は申請者が同項の規定による補正の求めに応じない場合は、速やかに、当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
- 3 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をしようとする場合は、必要に応じ、あらかじめ、当該申請者に対し意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合（求められた許認可等の一部を拒否する場合を含む。）又は許認可等に負担その他の附款（使用料の納付等許認可等に伴い必ず付すこととされているものを除く。）を付す場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由又は当該附款を付した理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

- 2 前項本文に規定する処分又は附款の付加を書面でするときは、同項の規定による理由の提示は、書面により行わなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催、意見書の受取りその他の適当な方法（以下「公聴会の開催等」という。）により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、公聴会の開催等を行う場合は、あらかじめその旨を、公告その他の方法により申請者以外の者に対し周知し、かつ、申請者に対し書面により通知し

なければならない。この場合において、公告その他の方法による申請者以外の者に対する周知及び申請者に対する通知（公聴会の開催にあつては、第1回目の開催に係るものに限る。）は、当該申請に対する処分の標準処理期間内（標準処理期間が定められていない場合にあつては申請が到達した日から30日以内）にしなければならない。

- 3 行政庁は、公聴会の開催を行ったときは、公聴会の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、当該許認可等に対する申請者以外の者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。
- 4 行政庁は、前項の規定により作成した調書又は受け取った意見書、これらに対する行政庁の意見及び処分の内容を公にするものとする。ただし、公にすることが、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その理由を公にすれば足りる。

（複数の行政庁が関与する処分）

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請（法律等に基づくものを含む。）が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

- 2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請（法律等に基づくものを含む。）に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同で行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

（処分の基準）

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

- 2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして次に定める処分をしようとするとき。

ア 条例等の規定により、行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分

イ 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が条例等に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（不利益処分の理由の提示）

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、

処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の規定による理由の提示は、書面により行わなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項
- (2) 不利益処分の原因となる事実
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠とな

る条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
- 3 行政庁は、前2項の規定による閲覧について日時及び場所を指定することができる。
- 4 当事者等は、第1項又は第2項の規定による資料の閲覧に際し、行政庁に対し、その写しの交付を求めることができる。
- 5 当事者等は、前項の規定により資料の写しの交付を受けたときは、その交付に要する費用を負担しなければならない。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他広域連合長が別に定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- (1) 当該聴聞の当事者又は参加人
- (2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
- (4) 前3号に規定する者であったことのある者
- (5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 主宰者は、必要があると認めるときは、聴聞の期日に参考人の出頭を求め、意見を聴くことができる。

7 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書(以下「聴聞調書」という。)を作成し、当該聴聞調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書(以下「報告書」という。)を作成し、聴聞調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、聴聞調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

5 第18条第4項及び第5項の規定は、聴聞調書及び報告書の写しの交付について準用する。

6 当事者又は参加人は、聴聞調書について、自己の発言内容と相違するものがあるときは、主宰者に対し、書面によりその訂正を求めることができる。

7 主宰者は、前項の規定による訂正の求めに理由があると認めるときは、速やかに聴聞調書を訂正しなければならない。

8 主宰者は、第6項の規定による訂正の求めを拒否したときは、その旨を聴聞調書に併記しなければならない。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書の内容及び報告書

に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、行政庁が認めるときは、弁明は、口頭ですることができる。この場合においては、行政庁は、弁明の要旨を記載した調書を作成するものとする。

3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。次項において同じ。）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 前項の書面においては、弁明書の提出期限までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができることを教示しなければならない。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項、第16条、第18条第1項及び第3項から第5項まで並びに第24条第4項から第8項までの規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と、同条第4項中「当事者等」とあるのは「当事者」と、「第1項又は第2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と、同条第5項中「当事者等」とあるのは「当事者」と、「前項」とあるのは「第29条において準用する第18条第4項」と、第24条

第4項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、「聴聞調書及び報告書」とあるのは「第27条第2項の調書（以下「弁明調書」という。）」と、同条第5項中「聴聞調書及び報告書」とあるのは「弁明調書」と、同条第6項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、「聴聞調書」とあるのは「弁明調書」と、「主宰者」とあるのは「行政庁」と、同条第7項及び第8項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、「聴聞調書」とあるのは「弁明調書」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

（行政指導の趣旨）

第30条 広域連合の機関は、その職務権限の範囲内において、公共の利益の増進のため必要があると認めるときは、特定の者に対し、行政指導をすることができる。

（行政指導の一般原則）

第31条 行政指導にあっては、行政機関は、いやしくもその職務権限の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったこと、又は第36条第1項の規定による苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（申請に関連する行政指導）

第32条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が行政指導に従わないことにより公共の利益に著しい障害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該行政機関は、当該行政指導を継続することができる。

（許認可等の権限に関連する行政指導）

第33条 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び第36条第1項ただし書において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政庁が当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

（行政指導の方式）

第34条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政機関は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第35条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政指導に携わる行政機関を所管する行政庁は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

（苦情の申出）

第36条 行政指導の相手方は、当該行政指導に関し苦情があるときは、当該行政指導をした者に対し、当該行政指導の内容及び申出の理由を記載した文書を提出して、苦情の申出をすることができる。ただし、許認可等又は不利益処分に関連する行政指導にあつては、当該許認可等又は不利益処分がされた後においては、この限りでない。

第5章 届出

（届出）

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

2 行政庁は、条例等に定められた届出の形式上の要件に適合しない届出については、速やかに、届出をした者（以下「届出者」という。）に対し相当の期間を定めて当該届出の補正を求め、又は形式上の要件に適合しない旨を届出者に通知しなければならない。

3 行政庁は、届出をしようとする者又は届出者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。

第6章 補則

（サービス提供等における手続）

第38条 行政庁は、サービスの提供等を行う場合の手続においても、第2章及び第3章の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るよう努めるものとする。

（委任）

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。